

施策マネジメントシート

基本施策名	04 地域ぐるみでの子育て支援	施策統括課	施策推進担当	氏名	清水 周
政策名	2 子育て・教育	主な関係課	児童青少年課・子育て支援課 ・オンブズマン事務局		

1 施策の目的と指標

対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等
 児童福祉法に基づく0歳から18歳までの子ども
 子ども・若者育成支援推進法により、一部の施策(ひきこもり)については、30歳代を対象とする。

対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

名称		単位
ア	子どもを持つ世帯数	世帯
イ	0歳から18歳の子どもの数	人
ウ	ひきこもり者数	人
エ		

施策の目的
 子どもが本来持っている権利を守り、常に「子どもの最善の利益」の実現のため、また、自立した人間として必要な社会性や判断力、豊かな感性を身につけ成長を遂げられるよう、家庭や学校、その他関係機関及び地域との連携を図りながら、「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができ良かった」と思えるまちを目指します。

成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

名称(展開方向ごとに記載)		単位
1	ア 子どもが市政やまちづくりなどの事業などに参加した数	回
	イ 子ども自身からの相談の受付件数	件
2	ア 児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加した友だちと学びや体験ができて楽しいと思う児童の人数	人
	イ	
3	ア 発達支援室を利用している市民の満足度	%
	イ	
4	ア	
	イ	

2 第1次基本計画期間(平成28～令和5年度)内における取組内容

施策の展開方向	目的	手段(具体的な取組内容)
1 ありのままの自分になれる場所づくり	相談・支援体制の強化や課題を抱える若者支援を推進することで、子どもや若者が自分らしく意見や気持ちを表現できる環境づくりや、いじめや虐待といった様々な人権侵害から子どもを守ります。	子どもの権利擁護のための啓発と広報活動を推進。 子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図る。 子ども参画の仕組みづくりを推進。 児童虐待防止対策の充実を図る。 ひきこもりなど、課題を抱える子どもや若者の支援体制を構築。
2 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり	子どもが様々な体験活動や異年齢との交流等により、豊かな心を育み、地域における子どもの居場所を拡大するとともに「子育て」を地域で支える仕組みづくりを推進する。	児童館機能を見直し、子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを推進。 放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごせる環境の整備。 国内・海外等への派遣を通じて、青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進。 居場所づくりを行う団体育成を推進。 青少年地区育成会活動を推進。
3 成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実	成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図る。	発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取組を進める(乳幼児検診時において発達が気になる子どもを早期発見し、適切な支援に繋げるなど)。 発達が気になる子どもについて、相談体制の充実や関係機関との連携の強化に努める(巡回相談支援の拡充を図り、幼稚園、保育園の他、学童保育への巡回相談の実施など)。 教育相談事業との連携強化。
4		

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

		単位	数値区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	目標達成度			
対象指標	ア	世帯	見込み値 実績値	7,461	7,440	7,396	7,329	8,091	8,013					達成・未達成	前年度比較	
	イ	人	見込み値 実績値	11,652	11,621	11,556	11,530	11,407	11,321							
	ウ	人	見込み値 実績値													
	エ		見込み値 実績値													
成果指標	展開方向1	ア	回	成り行き値										達成	向上	
				目標値	3	6	9	12	15	18	21	24				
				実績値	6	10	12	16								
	基本計画における指標の説明又は出典元				子どもが市政やまちづくりなどの事業などに参加した数											
	イ	件	成り行き値												達成	維持
			目標値	10	15	20	25	30	35	40						
			実績値	5	128	171	167									
	基本計画における指標の説明又は出典元				子ども家庭支援センター及び教育相談室、また児童館・学童、子どもオンブズマンにあった、子ども自身からの相談の件数											
	展開方向2	ア	人	成り行き値											達成	低下
				目標値	483	521	563	608	657	709	766					
				実績値	447	823	764	742								
	基本計画における指標の説明又は出典元				児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し友だちと学びや体験ができて楽しいと思う児童の人数											
イ		成り行き値														
		目標値														
		実績値														
基本計画における指標の説明又は出典元																
展開方向3	ア		成り行き値											達成	維持	
			目標値	72.5	75.0	77.5	80.0	81.2	82.4	83.6	85.0					
			実績値	70.0	91.6	90.9	100.0	100.0								
基本計画における指標の説明又は出典元				発達支援室を利用している市民の満足度(利用者アンケートによる)												
イ		成り行き値														
		目標値														
		実績値														
基本計画における指標の説明又は出典元																
展開方向4	ア		成り行き値													
			目標値													
			実績値													
基本計画における指標の説明又は出典元																
イ		成り行き値														
		目標値														
		実績値														
基本計画における指標の説明又は出典元																
事務事業数		本数		20	17	14	14									
施策コスト	財源内訳	国庫支出金	千円		25,298	32,148	44,369	45,369								
		都道府県支出金	千円		40,915	105,603	56,412	47,653								
		地方債	千円				0									
		その他	千円		31,664	32,503	0									
		一般財源	千円		28,855	-100,016	76,326	80,632								
		事業費計(A)	千円	0	126,732	70,238	177,107	173,654	0	0	0	0				
	延べ業務時間	時間		92,527	92,341	99,400	107,535									
人件費	千円		233,692	233,750	245,735	259,612										
トータルコスト(A)+(B)		千円	0	360,424	303,988	422,842	433,266	0	0	0	0					

4 施策の成果実績値に対する評価

(1) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)

B:成果がどちらかと言えば向上した

(2) 他自治体との成果実績値の比較 A(かなり高い)～E(かなり低い)

C:他自治体と比べてほぼ同水準である

背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

- ・子ども権利オンブズマンにおいて、子どもが相談しやすい環境を整えたことにより、子ども本人からの相談が増えた(前年度4人から16人に増加)。
- ・ひきこもり等生きづらさを感じる若者当事者や家族、地域支援者等に向けた講演会や勉強会、また当事者の集いを実施した。また、子どもの居場所づくり事業補助金交付団体による中間報告会を実施し、相互の活動を学び、連携を強めることができた。
- ・学童保育所の受け入れ学年について、令和元年度からすべての小学生が対象となった。

5 施策の現状 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?

<p>展開方向1 平成29年4月の児童福祉法の改正により、児童福祉の「対象」として位置づけられていた「子ども」が、児童福祉の「権利主体」に転換され、児童福祉法の理念が明確化された。 平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、国が子どもの貧困対策に関する大綱を策定した。 ひきこもり課題は当初、39歳までの若年者(青年期・ポスト青年期)の課題と目され、児童福祉部局が担当していたが、拡大する8050問題等から、平成31年に内閣府が40代以上の年齢を対象とした調査を実施。ひきこもり支援は全年齢対象へと拡大し、福祉部局にシフトする傾向にある(東京都は福祉保健局が担当となった。)</p> <p>展開方向2 平成26年度の児童福祉法改正に伴い、学童保育所の対象年齢の拡大が求められている。</p> <p>展開方向3 児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることが明確化された。発達の気になる子どもが増えたことから、民間の児童発達支援が急増しており、当市においては、令和2年10月に児童発達支援センターが開設される予定となっている。</p>

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

<p>議員より子どもの声を聞きとる手段・手法等を検討すべきとの意見がある。 議員より、子どもの人権に関する条例の制定について検討を求める声がある。 市民より子どもの居場所の充実(学童保育所の保育時間の拡大、放課後子ども教室の日数増 等)を求める声がある。 財政改革審議会より、児童館・学童保育所の民営化について意見があるが、市民からは市営を維持すべきとの要望がある。 事業対象者(市内幼稚園・保育園・学童保育所)から、児童発達支援について巡回相談の拡充を求める意見がある。</p>
--

(3) 施策の取組状況

元年度の取組状況	2年度の取組予定
<p>展開方向1 ・子ども人権オプズマン(制度の周知・啓発のため機関紙発行、制度周知度アンケート調査の実施、アウトリーチによる相談の実施、新たな相談手法の検討) ・「人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、子どもの権利に関して、調査研究を実施 ・子ども・若者支援連携会議を推進し、関係機関と地域ネットワークを構築 ・地域支援者や支援団体との緩やかな連携を構築し、情報共有すると共に対象者別勉強会や講演会等を実施 ・ひきこもり当事者のための男子会、女子会を開催 ・教育委員会との情報共有会議と定期的な訪問について引き続き検討 ・子ども参画の仕組みづくりの検討を継続的に実施 ・「(仮称)子ども基本条例」策定に向け、子どもたちが自身の声を直接聞くための第1回「子どもサミット」を実施</p> <p>展開方向2 ・二・五・六・八小において全学年を対象とした学童保育実施(これにより、市内全校全学年を対象とした学童保育実施となる) ・矢川児童館に常設の乳幼児ルームを設置 ・学童保育所とほうかごキッズの一体的運用と整備を推進 ・夏季休業期間中のほうかごキッズの充実 ・児童館における中高生の居場所事業の充実と方向性精査 ・海外派遣とグローバル人材事業によるグローバル人材育成 ・青少年国内派遣事業の実施 ・青少年地区委員会活動への助成 ・矢川アラス内の児童館施設について、具体的な設備等について検証 ・子供の居場所事業補助金の交付団体による中間報告会を実施</p> <p>展開方向3 ・市の児童発達支援事業のあり方について検討(児童発達支援センター整備)</p>	<p>展開方向1 ・子ども人権オプズマンでは、学校の休校等により制度周知の機会が減少するなかでも、少ない機会を逃すことなく、機関誌発行、制度周知度アンケート調査、アウトリーチによる相談を実施し、新たな相談手法の検討を行う。 ・(仮称)子ども基本条例の令和3年策定に向けて、青少年サミットの実施や、子どもの声を直接聞くワークショップ、アンケート等を実施する。 ・子どもの権利に関して、調査研究を実施 ・不登校やひきこもり等生きづらさを抱える若者を支援するために、地域支援者や支援団体との地域ネットワークを構築し、情報共有するとともに、対象者別勉強会や講演会等を実施。また、居場所についても調査研究を行う。 ・生きづらさを抱える若者を支援するために、地域支援者や支援団体との緩やかな連携を構築し、情報共有すると共に対象者別勉強会や講演会等を実施</p> <p>展開方向2 ・平成27年度より実施している海外派遣事業について、5か年が経過したことから、事業振り返りを実施する。 ・学童保育所とほうかごキッズの一体的運用と整備を推進 ・夏季休業期間中の学童保育所の昼食の提供方法について調査・研究を行う。 ・児童館における中高生の居場所事業の充実と方向性精査 ・青少年地区委員会活動への助成 ・矢川アラス内の児童館施設について、具体的な設備等について検証 ・子ども食堂など、子どもの食応援事業の実施</p> <p>展開方向3 ・児童発達支援センター整備(市の児童発達支援のあり方検討)</p>

6 元年度の評価結果 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等) 基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

<p>○成果実績 [展開方向1]ありのままの自分でいられる場所づくり ・子ども人権侵害からの救済や子ども自ら問題解決に臨む力の育成を図ることで、子ども一人ひとりの人権を尊重するとともに人権意識を深めるため、子ども人権オプズマンによる子どもの相談体制を強化、周知を行った結果、子ども本人からの相談が大幅に増えた。 ・生きづらさを感じる子どもや若者を支援するための講演会や勉強会、また当事者の集いを開催した。 ・教育委員会と連携し、義務教育を修了する不登校生徒について情報を共有し、対応する方向性を検討した。 [展開方向2]子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり ・要件を満たす全ての小学生を受け入れられるように学童保育所の整備を行った。 ・市内在住の学の中高校生10名をシンガポールに、市内在住の小学6年生16名を長崎に、それぞれ派遣し、次代を担う青少年の人材育成を行った。 ・矢川アラス内の児童館について、中高生を主体としたワークショップを実施。子ども参画の仕組みづくりへ向けて試行的に取り組んだ。 ・子どもの居場所事業を実施する団体の中間報告会を実施し、相互の活動を学び、支援者同士の連携を強める機会を創出した。 [展開方向3]成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実 ・児童発達支援について、保護者へのアレントプログラムの実施や、幼稚園や保育園、学童保育所への巡回相談を拡充、小学校の校内委員会に出席し教育委員会と連携を強めるなど、発達支援事業の充実を努めた。</p>
<p>○改善余地のある事項・課題等 ・ひきこもり支援について、現在は高齢者と若者を分離して対応しているが、ひきこもり支援についての窓口の一本化など、検討を進めていく必要がある。 ・しょうがいしゃ支援課や教育委員会等と連携しながら、医療的ケア児のライフステージに沿った支援を展開していく必要がある。 ・教育委員会や健康福祉部、生活環境部と連携しながら、外国にルーツを持つ子育て家庭の支援を展開していく必要がある。</p>

(2) 施策の元年度における総合評価

C	<p>成果実績数値の評価(A-E)に、定性的要素を加味した評価 A: 目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B: 一定の成果を挙げており、向上・改善の余地がある。 C: 成果向上のため、一層の努力が求められる。 D: 成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E: 現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。</p>
---	--

7 施策の課題・今後の方向性 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 3年度の取組方針

<p>[展開方向1] ・子どもが自由に出入りでき、子どもの居場所となる相談室設置の検討。 ・(仮称)子ども基本条例の策定。</p> <p>[展開方向2] 矢川アラス内の児童館の整備方針と共に、市域における児童館を中心とした子どもの居場所のあり方について、方向性を検証。</p> <p>[展開方向3] 令和2年10月の児童発達支援センター開設に伴い、市における児童発達支援事業の役割と機能について、くにたち子どもの夢・未来事業団を中心に取り組んでいる幼児教育に抱合した児童発達支援との連携も視野に入れながら、通所事業等の整理・統合を実施していく。</p>
--

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

矢川アラス内の児童館も含めた市内児童館を中心とした、市域全体での子どもの居場所、遊びのネットワークを構築する。